

## 公立大学法人大阪が徴収する料金の上限（全文【変更後】）

## 1 公立大学法人大阪が運営する大学に係る料金の上限

- (1) 検定料、入学料、登録料及び授業料の上限額は、別表第1のとおりとする。
- (2) 実験機器充実負担金及び実習充実負担金の上限額は、別表第2のとおりとする。
- (3) 学位論文審査料の上限額は、1件につき57,000円とする。
- (4) 獣医臨床センターの診察料等の上限額は、別表第3のとおりとする。
- (5) 医学部附属病院の使用料等の上限額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料の上限額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）又は公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）により算定した額（その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に100分の110を乗じて得た額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料の上限額は、当該算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。

イ アにより算定し難い使用料の上限額は、厚生労働大臣の承認を得た額又は診療報酬の算定方法に準じて算定した実費相当額とする。

ウ 診断書、検案書又は証明書の交付を受けるときの手数料の上限額は、1通につき5,500円とする。

- (6) 卒業証明書、修了証明書、成績証明書又は単位修得証明書の交付を受けるとき（在学する者がこれらの書類の交付を受ける場合を除く。）の手数料の上限額は、1通

につき500円とする。

(7) 前各号に定めるもののほか、料金を徴収する必要がある場合におけるその上限額は、実費相当額とする。

2 公立大学法人大阪が運営する高等専門学校に係る料金の上限

(1) 入学検定料、入学料及び授業料の上限額は、別表第4のとおりとする。

(2) 共同研究を行うときの研究料の上限額は、研究員1名につき年額440,000円とする。

(3) 卒業証明書、修了証明書、成績証明書、単位修得証明書又は調査書の交付を受けるとき（在学する者がこれらの書類の交付を受ける場合を除く。）の手数料の上限額は、1通につき400円とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、料金を徴収する必要がある場合におけるその上限額は、実費相当額とする。

別表第1（1(1)関係）

区分	検定料	入学料又は登録料		授業料
		甲	乙	
学生	30,000円	282,000円	382,000円	年額 535,800円(学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院の学生にあつては、804,000円)
科目等履修生	9,800円	28,200円	38,200円	1単位の額 14,800円
研修生又は研究生	9,800円	84,600円	114,600円	月額 29,700円
特別履修生	—	—	—	1単位の額 14,800円
特別研究生	—	—	—	月額 29,700円

備考 入学料又は登録料の欄の甲に掲げる入学料又は登録料は、入学又は登録の日の1年前から引き続き大阪府の区域内に住所を有する者又はその子に、同欄の乙に掲げる入学料又は登録料は、その他の者に適用する。

別表第2 (1(2)関係)

区分	実験機器充実負担金	実習充実負担金
学域又は学部	年額 85,000円	年額 100,000円

別表第3 (1(4)関係)

(1) 診察料

項目	金額
初診料	3,030円
再診料	1,670円
往診料	1,770円（往診距離が片道4キロメートルを超えるときは、1,770円にその超える距離2キロメートル(2キロメートルに満たない端数は、2キロメートルとする。)ごとに510円を加算した額)
滞在診料	1時間(1時間に満たない端数は、1時間とする。)につき1,770円

備考 滞在診料は、往診の診療時間が2時間を超えるときに限り、その超える時間について徴収する。

(2) 検査料

項目	単位	金額
微生物検査	1件	3,450円
血液検査		11,300円
ふん 糞便検査		1,560円
こう 体腔内検査		26,700円
せん 穿刺液・採取液検査		6,280円

診断 <sup>せん</sup> 穿刺・検体採取	142,570円
尿検査	3,130円
機能等検査	62,850円
病理組織検査	14,130円
レントゲン検査	6,280円（続けて2回以上撮影するときは、6,280円に1回を超える回数1回ごとに1,250円を加算した額）
コンピューター断層撮影検査	46,820円
眼検査	3,660円
超音波検査	7,850円
監視装置による検査	10,260円
その他の検査	105,280円

(3) 処置料

項目	単位	金額
薬剤処置	1回	3,660円
洗浄		6,800円
導尿		5,960円
外傷処置		9,950円
理学療法		43,680円
その他の処置		22,830円

(4) 調剤料 1剤7日分（7日分に満たない端数は、7日分とする。）につき830円

(5) 注射料

項目	単位	金額
皮下注射	1回	1,350円
筋肉注射		1,350円

その他の注射		6,480円
--------	--	--------

(6) 薬剤料

農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等（平成30年農林水産省告示第2154号。以下この号において「告示」という。）の薬価基準表に定める薬価（告示の薬価基準表により難しい場合にあつては、実費相当額とする。）により算定した額を1.10で除した額に100分の110を乗じて得た額（その額が10円未満である場合においては10円とし、その額が10円以上である場合において、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）

(7) 手術料

項目	単位	金額
頭部手術（整歯及び抜歯を含む。）	1回	88,830円
頸部手術		59,910円
胸部手術		100,460円
腹部手術		133,250円
泌尿器・生殖器・乳房手術		68,300円
分娩手術		84,950円
四肢手術		130,310円
その他の手術		87,260円

(8) 麻酔料 1回につき14,970円

(9) 医療材料料

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号。以下この号において「告示」という。）の別表に定める価格（告示の別表により難しい場合にあつては、実費相当額とする。）により算定した額を1.0162で除した額に100分の110を乗じて得た額（その額が10円未満である場合においては10円とし、その額が10円以上である場合において、10円未満の端数があるときはこれを切

り捨てた額とする。)

(10) 文書料

項目	単位	金額
予防注射済証明書	1 通	1,670円
その他		3,230円

(11) 検案料 (解剖を伴わない検案に係るものに限る。) 1 件につき5,330円

(12) 剖検料 1 件につき24,820円

(13) 鑑定料 1 件につき3,970円

(14) 入院料 (飼料代を除く。)

区分	単位	金額
通常入院 (30キログラム以下の動物)	1 日	5,230円
通常入院 (30キログラムを超える動物)		8,680円
その他の入院		7,630円

(15) 指導料 15分につき2,930円

別表第4 (2(1)関係)

区分	入学検定料	入学料	授業料
入学定員に係る学生	16,500円	84,600円	年額 234,600円
聴講生	4,900円	8,400円	1 単位の額 6,200円
研究生	4,900円	25,100円	月額 12,700円